

第 5727 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 6月 7日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

↳ 無議決権株式に係る完全支配関係

Q：無議決権株式がある場合、適格株式移転はどのように取り扱われますか？

A：次のように取り扱われます。

【解説】

グループ法人内で株式移転をする場合、株式移転完全子法人間で同一の者による完全支配関係がある場合と同一の者による支配関係があり、一定の要件を満たす場合とのどちらかに該当すれば適格となり無税で株式を移転することができます。

この場合の完全支配関係とは、株式移転前と移転後で次の要件が設けられており、一の者が法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有していなければなりません。

【株式移転前】

株式移転完全子法人間に同一の者による完全支配関係があること

【株式移転後】

株式移転完全親法人と株式移転完全子法人との間に同一の者による完全支配関係が継続する見込みがあること

そして、この場合の株式の保有要件については、議決権株式、無議決権株式を問わず全ての株式を保有しなければなりませんので、議決権株式だけを保有しており、無議決権株式は違う者が保有しているという場合には適用されませんので、注意してください。

